

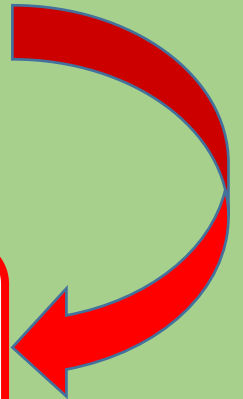
## 那須町特定空家等解体費補助金



適正に管理されず放置され、老朽化した危険な空き家が増加しています。周辺住民の安全や生活環境の保全のため、特定空家等の解体費用の一部を補助します。

※特定空家等とは？

そのまま放置すると倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある建物等。



・・・特定空家と判定された空き家を解体すると・・・

**最大 50 万円**の補助金が出ます！！

### ▼対 象

那須町空き家対策審議会により特定空家等と認定されたもの

### ▼要 件

- ・ 空き家の所有者または相続した者であること
- ・ 町内にある特定空家等であること
- ・ 町税等の滞納がないこと。
- ・ 不動産業を営む者の所有する建物ではないこと
- ・ 所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・ 町内に事務所を有する業者が工事を行うこと

### ▼補 助 金 額

解体工事費用の2分の1以内（上限 50 万円）  
予算の範囲内で交付します。

詳しくはこちら→◎連絡先 那須町役場 ふるさと定住課 定住促進係

電 話 : 0287-72-6955 F A X : 0287-72-1112 メール : teijyu@town.nasu.lg.jp

